第

1194

뮥

READAS

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 1 1 月 1 1 日 水曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3 - 1 - 1 O Tel: 06-209-7678 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax: 06-209-8145

金建物の新耐用年数の適用時期

②:建物の耐用年数が短縮されましたが、 新規建物だけでなく、既存建物にも適用があ るのでしょうか。あるとすれば、いつから適 用されるのでしょうか。

★:既存建物についても平成10年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。 【解説】

平成10年度の法人税改正により、建物については、平成10年4月1日以後に開始する事業年度から、耐用年数が10%~20% 短縮されています。

この短縮された耐用年数は、法定耐用年数であり、新規建物、既存建物の区分はなく、 平成10年4月1日以後開始する事業年度から適用されますので、既存建物については、 改正後の新耐用年数に改定する必要があります。

ただし、平成10年4月1日以後開始する 事業年度に、既存建物について、新耐用年数 に切り替えるコンピュータの機械処理が間に 合わなかったなどの理由で、耐用年数を改定 しなかった場合には、短縮されていない旧 用年数で償却費を計算していることとなり、 単に償却不足が生じるだけとなります。損金 経理されていない部分は損金の額に算入され ませんが、償却超過額が生じることはありま せん。







